

平成20年2月28日

お 知 ら せ

福島県発注工事における低入札価格調査制度の見直しについて

1 低入札価格調査制度における失格基準の新設について

本県では、これまでも最低制限価格を設定していないWTO案件及び総合評価方式による工事については、一定の基準を下回って入札した場合には、低入札価格調査を行い、品質の確保等を図ってきたところですが、低入札価格調査該当工事が増加しています。(11月末時点、総合評価方式の試行案件77件中20件が該当(26%))

このような状況が今後も継続した場合には、企業経営への圧迫や下請・資材業者へのしわ寄せなどにより工事の品質低下につながるリスクの増大、さらには、中間検査や重点監督など行政コストが増加することなどを総合的に勘案して、新たに失格基準を設けることとし、低入札価格調査対象者が以下のいずれかの基準に該当する場合には失格とします。

(1) 純工事費に対する失格基準(失格基準1)

純工事費 < 低入札案件の全入札参加者の純工事費相当額の平均額 × 0.95

※ 入札参加者が3者未満の場合はこの基準は適用しない。

※ 入札者の工事費内訳書において計上されている純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額よりも大きい場合については、その額を設計額の純工事費相当額に置き換えた上で適用する。

(2) 現場管理費に対する失格基準(失格基準2)

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額 × 0.35

(3) 一般管理費に対する失格基準(失格基準3)

一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額 × 0.45

2 低入札価格調査制度に伴う他の低入札対策について

上記の失格基準の新設の他、低価格入札の抑止や品質確保の観点から、以下の措置を講ずることとします。

(1) 契約保証金の引き上げ

落札者が低入札価格調査制度の対象となった場合は、契約保証金を請負代金額の10分の1から10分の3に引き上げます。

(2) 前払い金の低減

落札者が低入札価格調査制度の対象となった場合は、前払い金を請負代金額の4割から2割に低減します。

(3) 配置技術者の複数配置

落札者が低入札価格調査制度の対象となった場合は、発注者側において品質確保のため重点監督や中間検査を行っており、また、一般的に低入札工事は、その他の工事に比較し工事成績が低くなる傾向が見られることも指摘されていることなどを踏まえ、配置技術者を2名配置することを義務づけます。

3 実施時期

平成20年4月

4 公表

調査基準価格の設定方法及び金額については、従来どおり非公表とします。